明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一）　一

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**一）　二
○河川法の規定により指定区間を変更する件（**国土交通**一）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
企業年金基金合併・変更、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一六
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　一七
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○**厚生労働省令第一号**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月四日

厚生労働大臣　武見　敬三